

ブロック塀等撤去費の補助制度について

弥富市では、大規模地震が発生した場合にブロック塀等の転倒による被害を防ぐため、転倒のおそれがあるブロック塀等の撤去を行う場合に工事費の一部を補助する制度を設けております。

対象となるブロック塀等

次の①から④の全てに該当するもの

- ①補強コンクリートブロック造、若しくはコンクリートブロック、れんが、石材等を用いた組積造の塀又は門柱
- ②道路又は公共施設の敷地との境界に接面して設置されたもの
- ③接面する道路又は公共施設の敷地からの高さが1 m以上で、かつ、敷地地盤面からの高さが60 cm以上のもの
- ④転倒のおそれがあるもの

補助金の額

次の①と②を比較し、いずれか少ない方の額の1/2 かつ 上限10万円

- ①対象となるブロック塀等の撤去に要した経費（請求金額）
- ②対象となるブロック塀等を撤去する長さ（m）×1万円

申し込み方法

申請書類を弥富市都市整備課の窓口へ提出

受付締切り

当年度11月末まで（ただし、当年度の予算に達した時点で受付を終了します）。
※当年度2月末までに、工事の完了実績報告書を提出する必要があります。

★注意事項

工事の着手前に補助金の申請をして、交付決定通知を受けておく必要があります。
申請前から工事に着手している場合、補助金を交付することができません。
必ず弥富市都市整備課まで事前にご相談ください。

～内容に関するお問い合わせ先～

弥富市役所 都市整備課（本庁舎2階）

T E L : 0567-65-1111

F A X : 0567-67-4011